平成２５年（フ）第４８７８号
東京都江戸川区篠崎町３丁目３―11　矢澤方
破産者　須藤　光好
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８８７号
東京都江戸川区宇喜田町1418―１　アパートメントハウスジュネストⅡ101
破産者　木村　直久
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８８８号
東京都江戸川区宇喜田町1418―１　アパートメントハウスジュネストⅡ101
破産者　木村ひとみ
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９１５号
埼玉県和光市丸山台２丁目３－６―101
破産者　鈴木　智也
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９４１号
埼玉県草加市草加４丁目５―32―502
破産者　堀江　浩樹
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９８７号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目４－１－611
破産者　泉谷　貴行
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９９９号
東京都立川市砂川町４丁目65―３　アスティオンＭＸⅢ　Ｇ－１
破産者　西野　公司
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０２４号
東京都港区元赤坂１丁目１－７―1008
破産者　佐藤　　茂
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０２８号
埼玉県越谷市平方南町22―５―105
破産者　後藤　義信
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０３０号
東京都中野区沼袋３丁目33―８―203
破産者　五十嵐高雅
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５８２号
東京都渋谷区神宮前４丁目11番14号
破産者　株式会社アールエスディー
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５８３号
神奈川県川崎市宮前区神木本町２－７－３－303、住民票上の住所東京都台東区蔵前２丁目１―18―702　アムフラット蔵前ステーションフロント
破産者　三瓶　友樹
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６２６号
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目９―26　サザンクロス茅ヶ崎Ⅰ―102号、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市平和町１―33
破産者　毛利公三郎
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７９号
埼玉県鴻巣市小松４丁目10―５
破産者　田中　正弘
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６４号
神奈川県横須賀市東浦賀１丁目13－１－1216、開始決定時の住所東京都世田谷区砧４丁目13―20―102
破産者　長谷　晴久
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２３号
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保389―１
破産者　小林　忠士
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２４号
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保389―１
破産者　小林きみ子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７５１号
東京都日野市旭が丘１丁目７－２　ＷＥＳＴＨＩＬＬ01―203
破産者　吉田　健一
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８０２号
東京都板橋区蓮根３丁目９番17―203号、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区坂下３丁目７番10―309号
破産者　株式会社高部工業
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８０３号
東京都板橋区蓮根３丁目９―17―203
破産者　高部　孝一
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８７７号
東京都大田区鵜の木３丁目12番18号　ＫＹＭ鵜の木１階
破産者　株式会社ベストヒット・ジャパン
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部